徳地町報

昭和44年2月1日発行
第160号

発行者　徳地町
発行所　徳地町役場
編集者　河村積
印刷所　今澄印刷所

交通安全年間スローガン

ことしの交通安全年間スローガンが、つぎのとおりきまりました

◎ 運転者向けのもの
急停車
されてもよい距離
よい速度

◎ 歩行者向けのもの
親がまず
手本を示そう
正しい横断

◎ 子ども向けのもの
みんなで歩いているときも
一人・一人が
よくちゅうい

心がけたいこと

二月末から春の火災予防運動がはじまります。わたしたち一人一人は、まず、自分の家からは絶対に「火」を出さないことに徹することが、なによりも大切です。

もう一つ、車を運転する人は「絶対にさかずきに手を出すな」の鉄則の厳守に徹することもなによりも大切なことです。

税金シリーズ　その四

たばこ消費税・電気ガス税　木材引取税はこうして課せられる

たばこ消費税

▽ 納税義務者　公社が小売人に売り渡す製造たばこに対して、小売人の営業所のある市町村において、公社に対して課税することになっています。

▽ 課税標準　課税標準は、小売人の所在市町村の小売人が売り渡した本数（刻みたばこの場合は本数に換算します）に対し、前年度に全国で売り渡した一本当りの平均価格を乗じて得た額であります。

それで、毎年の一本当りの価格は変ります。

▽ 税率および税額　課税標準に一〇〇分の一八、一を乗じて得た額が税額となるわけです。

▽ 納付の方法　申告納付の方法によりますので公社は、翌月末日までに前月分を申告納付することになります。

▽ その他　―わかば、しんせいなど二〇本入りのたばこを町内の小売店で買われますと、四三年度は、一一円六〇銭のたばこ消費税が、町の収入となり、いろいろの財源になります。

2 町内の小売店で、売り渡した本数が基本となりますので、もし町外で買われた場合は、町の収入となりません。

たばこは町内の小売店で買いましょう

3 昭和四二年度のたばこ消費税の町の収入は、一、〇二九万円余りで、本年度は、一、一二五万円を見込んでいます。

4 この税金は、徴収費がかからないばかりでなく、税額において町民税と見合う税収でありますので、たばこは、町内で買いましょうにご協力くださるようお願いいたします。

電気ガス税

▽ 電気ガス税と納税義務者　電気または、ガスに対し、使用した料金を課税標準として、使用者に課税されるものです。

▽ 税率　使用料金の一〇〇分の七です。

▽ 徴収の方法と納税　特別徴収の方法で、電気事業者または、ガス事業者が、使用者が納めなければならない税金を徴収し、前月分を翌月二五日までに町長に申告納付しなければなりません。

鉱産税

▽ 鉱産税の納税義務者　鉱物を採取する事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として鉱業者に課税する税金です。

▽ 税率　鉱物の価格の一〇〇分の一ですただし、前月一日から末日までに堀採した鉱物の価格が、二〇〇万円以下の場合は、一〇〇分の〇、七の税率となっています

▽ 納税の方法　前月分を翌月末日までに、申告書に所要事項を記入して、町長に申告納付することになっています。

木材引取税

▽ 木材引取税の納税義務者　木材引取税の税率は、素材の価格（山元における価格）を課税標準として、これに一〇〇分の二を乗じて課税いたします。

（例）素材一〇〇万円の山を売ったとしたら、一〇〇万円に一〇〇分の二をかけた二万円が木材引取税となります。

▽ 納税の手続き　該当者は、本庁または各支所で申告納付の用紙をもらい、所要の事項を記入して、申告と同時に納めてください。

▽ 特にお願いすることは　徳地町は、山林の町で、この木材引取税の税収は、重要な財源でもあり、また税負担の均衡のうえからも適正公平、確実に収納しなければなりません。

この点ご理解、ご協力をお願いいたします。

▽ もし申告納付がなされない場合、または、正当な申告でない場合、町長が決定し課税するとともに、更正した差額については、追徴課税をおこないます。

▽ 税率　使用料金の一〇〇分の七です。

▽ 徴収の方法と納税　特別徴収の方法で、電気事業者または、ガス事業者が、使用者が納めなければならない税金を徴収し、前月分を翌月二五日までに町長に申告納付しなければなりません。

鉱産税

▽ 鉱産税の納税義務者　鉱物を採取する事業に対し、その鉱物の価格を課税標準として鉱業者に課税する税金です。

▽ 税率　鉱物の価格の一〇〇分の一ですただし、前月一日から末日までに堀採した鉱物の価格が、二〇〇万円以下の場合は、一〇〇分の〇、七の税率となっています

▽ 納税の方法　前月分を翌月末日までに、申告書に所要事項を記入して、町長に申告納付することになっています。

木材引取税

▽ 木材引取税の納税義務者　木材引取税の税率は、素材の価格（山元における価格）を課税標準として、これに一〇〇分の二を乗じて課税いたします。

（例）素材一〇〇万円の山を売ったとしたら、一〇〇万円に一〇〇分の二をかけた二万円が木材引取税となります。

▽ 納税の手続き　該当者は、本庁または各支所で申告納付の用紙をもらい、所要の事項を記入して、申告と同時に納めてください。

▽ 特にお願いすることは　徳地町は、山林の町で、この木材引取税の税収は、重要な財源でもあり、また税負担の均衡のうえからも適正公平、確実に収納しなければなりません。

この点ご理解、ご協力をお願いいたします。

▽ もし申告納付がなされない場合、または、正当な申告でない場合、町長が決定し課税するとともに、更正した差額については、追徴課税をおこないます。

写真は　成人式で答辞を読む中村和子さん

はたちの声

堀　林和美

はたちになりました。このように光栄の日を待きまがたに祝っていただき、感謝の気持ちでいっぱいです。

成人式を迎え、おとなの仲間入りをして、きょう出発することになりました。

今私の胸の中は、夢や希望、また不安でいっぱいでございます。

今までは、両親や恩師や知人から導かれ、支えられて歩んでまいりました。

いろいろのかたの温かいまなざしや厳しいご指導により、私たちは成人に達しましたが、自己の将来、これからの生きかたについては、いつまでも人にばかり頼ってはおられません。

自分で考え、苦労しながら、現実の社会の中を歩んでいかねばならないのです。

「青春」子どもでも、おとなでもなく青年であるということ、若いということ、私の頭の中は、夢や希望でいっぱいですし、知らぬことだらけの世界に飛びこんでみたい冒険心もひそんでいます。

成人になったということは、どういうことを意味しているのでしょうか。

第一に選挙権をもち、国の政治に参加ができることです。

社会関係でも、親子関係でも独立した一本立ちの人間になるわけです。

林和美さん（堀）

それゆえに、もっとも大切なことは、自分の判断力ではないでしょうか。

自分で考え、判断する力をもつと、もつと身につけなければいけないと思います。

第二に私たち成人の大多数は老年期を二十一世紀人として、暮らすのです。

これからの三十五年間、世の中はどういうふうに変っていくのでしょうか。

公害や都市における人口の過密化など、部分的な傾向は、すでに私たちの目の前にあらわれているのです。

第三に二十歳という年ごろです「十代は土くさく、二十代は人くさい」ということばがあります。

それは、十代にとっては、対象となる物が自然であること、たとえば、虫、魚であり、自動車、ボーリング等々であることです。

十代の後半から二十代になると肉体的、精神的に一人前になって恋愛、結婚などという、人間くさいことに興味を持ちだすのですが大切なことは、人間くささの中に埋没してしまわないことではありませんか。

理想と夢はあくまでも見失なわないことが必要ではないでしょうか。

このようなことをいろいろ考えてみましたが、自分の行動に責任を持って、新鮮さを失わず、一つ一つの積み重ねを大切にして、りっぱな人になろうと思います。

初心忘れるべからずで、若者らしく、堂々と果てしない道を歩んまいりたいと思います。

もう一度、声を大にして叫びます。私は、はたちになりましたと

決意あらたに　勇壮な消防出初式

一月五日午前十時から、町立堀中学校々庭および役場前庭の二主会場で、本町恒例の消防出初式がおこなわれました。

当日は、消防団員三百余名と来賓多数が参列、見守るなかで、厳しゅく、盛大に実施されました。

なお、当日栄の表彰を受けたかたがたは、次のとおりでした。

永年勤続表彰
（山口県消防協会長）

◎ 十五年勤続章（敬称略）
賀屋識久（柚野）　佐川真（柚野）河村忠（八坂）高橋定義（八坂）木村義明（八坂）
野村勝（串）高原義登（串）岩崎立（串）山本茂（八坂）

◎ 二十五年勤続章
中島忠義（出雲）　山本茂（八坂）
秀雄（串）清水勝己（串）
野村鉄也（島地）藤本匠（島地）
山本元秋（出雲）

◎ 二十年勤続章
斉藤実美（柚野）田中善一（柚野）植田守光（柚野）長嶺陽氏（柚野）井岡勇（柚野）髪宮政良（柚野）賀屋卓三（柚野）賀屋功次（柚野）伊藤静雄（柚野）堀田儀一（出雲）竹本武雄（出雲）有井猪津夫（八坂）澄川和興（八坂）山内孝司（八坂）井元達夫（八坂）山本恒雄（島地）山本節夫（島地）

◎ 十五年勤続章
斉藤哲義（八坂）白松安夫（八坂）桑原義明（八坂）末富重夫（八坂）田村忠美（島地）中村国香（島地）

◎ 三十年勤続章
三宅浩（出雲）河村義正（八坂）

◎ 三十五年勤続章
原勇（団長、八坂）

役場庁舎前の分列行進

徳地町長表彰受賞者

◎ 八坂分団　有井勝美
昨年七月十九日、三谷地内に火災発生の際、自分の被災を省みず消防に専念した功績により表彰されたものです。

◎ 串婦人会
串地区内に火災発生の際、会員が協力して、火災防ぎよ活動に従事し、被害を最少限度にくいとめた功績によるものです。

◎ 下庄方婦人会
昨年、下庄方でおきた火災の際消防団に協力して顕著な功績があったものです。

珍しい／立春式／

平常活動に発展を

町立堀中学校（梅本校長）では中学校教育上ある示唆（しさ）を与える珍しい試みとして、第一回々立春式々をおこないます。

その目的は、十四歳という年齢は、心身の発達に不調和が目立ち不安定な時期でもあります。

ですから精神的にも肉体的にもまた社会的にも、大きな教育的意義をもつ年齢です。

そこで、立春の日を期して、十四歳になる少年少女たちに対して

(1) 自覚　(2) 立志　(3) 健康

の目標をかかげて、励ましの祝祭としようというものです。

とき　二月四日十一時二十分から正午まで。

ところ　堀中学校体育館

この催しは、単に一日だけのものでなく、ふだんの教育活動を通じて大きく発展させたいものです

青少年育成のために

子どもの勉強のさせかた

子どもと勉強

お母さんがたの大きな悩みの一つは、子どもの勉強の問題ではないかと思われます。

現在の深刻な入試制度のもとでの親の願いは、なんとかして、高校や大学へ入学してもらいたいということでしょう。

そのため、学校での補習授業とか、家庭教師とか、知恵のつめこみに夜も日もあけくれるという状態の中で、「うちの子は、どうして勉強できないのか」「どうしてこんなに勉強きらいなのか」「なんとかして、もつと勉強するようにしてもらいたい」などと、祈るような切ない親心は、本当によくわかります。

一方、子どもの立場からみれば明けても暮れても勉強というかせをつけられて、重いものがおおいかぶさつたような、暗い憂うつな毎日が続いて、好きなことは、なにもさせてもらえない…という状況ではないでしょうか。

そのなかから、勉強はいやだ学校はいやだ…としだいに親や教師の目をぬすんで、安易をもとめよくない遊びをもとめたりする者もでてきて、それらの子どもは仲間をもとめ、グループによる非行にまで発展しかねないという、なりゆきもあるのでは、ないでしょうか？

しかし勉強というものは、もともとそんなものではありません。

本来、子どもは、勉強好きなものです。

勉強は、子ども自身がするもので、本当にする気になれば、のびがかわいたときに水をもとめるようにどんどん自分でやつていくものといわれています。

それなら、なぜ勉強がきらいになつたり、勉強することが、わからなくなつたりするのでしようか

どうすれば、勉強することがおもしろく、また好きになつてくれるのでしようか。

勉強とは何だろうか

世のお母さん方は、勉強をどのように考えておられるでしようか

本当の勉強は、いろいろのことをよく記憶して、テストの問題に対して、よい点のとれる答案が書けるような力を養うことではありません。

それでは、ほんとうの勉強とか学力とは、どんなことでしようか

勉強は、人間を育てるためにするものです。磨かれた知性、豊かな情操、たくましい意志や身体を備えた人間を育成することが教育であり、それを身につけるために子どもが努力することを、勉強というのではありますまいか。

また、ほんとうの学力というものは、雑多なことをたくさん記憶していることではなくて、生き生きと働らく、いろいろな力を備えていることではないでしようか。

もちろん、いろいろな知識を記憶することも必要ですけれど、もつと大切なことは、「考える力や創造する力、処理する能力、表現する技能」など、物事を理解したり、判断したりする力が身についていて、それらの力が自由自在に活用できる状態を、ほんとうの学力を備えているということだと思います。

もう一つ大切なことは、このような学力を身につけるためにはいろいろな場合に、物に取り組む態度が必要で、問題解決のためにはそれに取り組む、取り組みかたがあります。

その方法と、その解決に伴う困難に耐え、努力する態度が必要になつてきますが、この態度つくりが勉強の一つであります。

このように考えてきますと、勉強は、子どもの生活全体の中でおこなわれるものであつて、そこに喜びと希望があつて、子どもが生き生きと生活する、楽しいものでなければなりません。

勉強に対する「しつけ」もなされ、それに伴う努力の積みあげも必要ですが、すべて、子ども自身が中心となつて、自ら進んでおこない、しかも自分で自分を律して勉強することに、喜びを感ずる域に達しさせるべきものでありましよう。

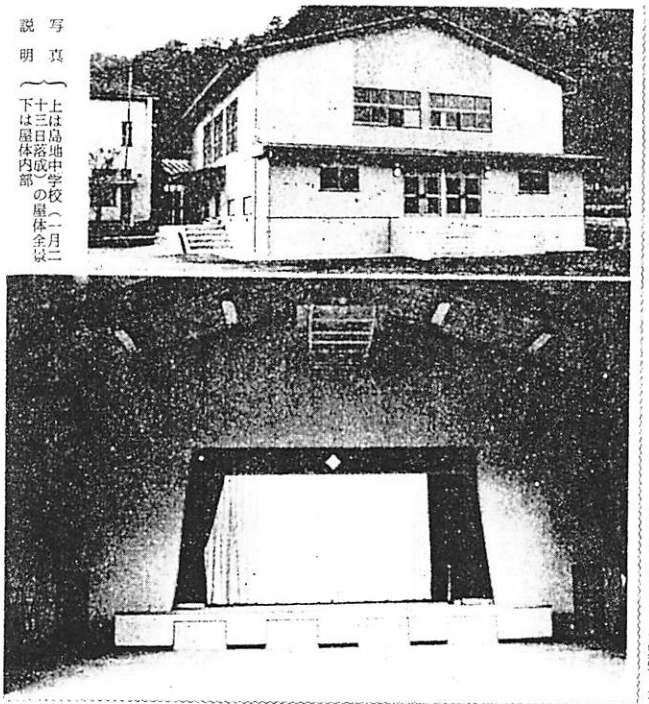

写真説明（上は島地中学校（一月二十三日落成）の屋体全景、下は屋体内部）

石油ストーブの取り扱いは

石油ストーブが多く使われる季節です。近年は石油ストーブからの火災が多いときいています

どんな点に注意したらよいかを少し考えてみましよう。

☆ 石油ストーブは、経済的で便利なので、かなり一般に普及していますが、燃料が危険物の一種である灯油を使うため、火災事故も年々ふえてきております

石油ストーブによる火災の出火の経過をみますと、油もれに火がついたものが一番多く、ついでストーブを倒したり、落したもの、引火したもの、調整不良取り扱い上の不注意によるものなどとなつています。

ですから、石油ストーブの取り扱いについては、とくに次のような点に注意して、火災事故を未然に防ぎたいものです。

(1) まず説明書をよく読んで、説明書に従つて正しい取り扱いをすることです。

(2) 給油するときは、かならず火を消してからします。また油がこぼれたときは、よくふきとつておくことです。

(3) 油は、石油ストーブ、こんろ用の油を使います。

(4) 火をつけたまま持ち運びをしないこと。

(5) 燃えやすいもののそばで使わないことも大切です。

(6) 器具のこわれたものは、完全に修理してから使いましよう。

(7) 掃除は、マメにしましよう。

(8) 火を消したあとは、完全に消火したかどうか確認しましよう

万一事故がおきたとき

(1) 石油ストーブが、異常燃焼をおこしたときは、上方の燃えやすいものを取り除き、できたらストーブのバルブやレバーをしめてください。

(2) さらに火勢が強くなつたり火事になつたときは、消火器で消すことです。消火器がないときは、状況によつては、バケツの水で消すこともできますが、まず、ストーブを完全におおうことのできる毛布などを、水でぬらして、包むようにかぶせ、その上から多量の水をかけて消すことです。

(3) あわててストーブを持ち出すことは、かえつて事故を大きくする危険がありますから、移動させないことです。

町長・町議補欠選挙

三月十日執行と内定

徳地町選挙管理委員会（委員長瀬川正太郎氏）では、一月二十八日選挙管理委員会を開いて、町長選挙（町議補選一名を含む）の日取りを三月三日告示、三月十日投票（即日開票）と内定しました。

おしらせ

所得税の確定申告は受付相談のご利用を

例年のことですが、所得税の確定申告は、二月十六日から三月十五日までとなつていますが、本町では、次の日時、場所で、申告の受付相談が実施されますので、ご利用ください。

当日、確定申告されないと、期限内に税務署まで行つて、申告しなければなりませんので、申しそえます。

とき、二月二十一日午前十時より午后四時まで

ところ、中央公民館

なお申告該当者には税務署より通知いたします。

町・県民税の申告受付相談の実施

町、県民税の受付相談は、二月十七日から、毎週日曜日を除いて三月十五日までの期間中、部落の方へ町税務課職員が、出張してご相談に応ずることにしております

具体的な計画は、別に駐在員さんを通じてお知らせします。

指定日時には、部落の方は、ご相談に応じられるようおすすめします。

また、事業税（県税）関係の申告相談も二月二十六日におこなわれる予定ですが、該当者には、別に防府県税事務所より通知せられます。

町営火葬場ご使用の際のお心得

今後、町営火葬場を使用せられる場合は、次のとおりご協力ください。

（町民課保健衛生係より）

◎ 本庁または各支所の受付に死亡届を提出して、埋（火）葬認許証を受取られたのち、町営火葬場を使用して、火葬にしようという場合は、改めて受付窓口で「火葬場使用許可申請書」を提出して、火葬場の使用許可書の交付を受けてください。

▽ この場合、つぎの医分による火葬場の使用料を納付してください。この使用料金のなかには自動車使用料が含まれています

1 十歳以上のもの、二千五百円

2 十歳未満のもの、一千円

3 死胎一千五百円

◎ 死者の火葬は、死後二十四時間を経過しなくてはできません

◎ 公社または、有線放送電話で、お尋ねになりたい方は、

1 平日の役場の勤務時間内の場合は、町民課保健衛生係（直線五九四一番）におききください

2 日曜、祝祭日、勤務時間外では、次の日時、場所で、申告の受付相談が実施されますので、ご利用ください。

◎ 棺の大きさ

棺の大きさは、次の寸法より大きいと炉の中に入りませんのでご留意ください。

◎ 長さは一七〇センチメートル

幅四五センチメートル、高さは三五センチメートルです。

経営伝習農場で伝習生を募集

◎ 募集人員

高等科（中学校卒業者）二十五歳未満＝五十名

専攻科（高校卒業者）二十五歳未満＝七十名

研究科（短期大学卒業者以上）募集人員＝十名

◎ 願書締め切り、二月二十八日

◎ くわしいことや願書の請求には郵便切手（十五円）同封のうえ防府市牟礼三一八

山口県経営伝習農場（郵便番号七四七）にお問いあわせください。

保母試験の受験手続きは

ことしの保母試験の筆記験試は三月一日、二日（山口女子短大）実技試験は、三月三日または五日のいずれかに山口女子短大でおこなわれます。

受験ご希望のかたは、二月十日までに、山口市竜崎一番一号、（郵便番号七五三）山口県労働民生部婦人児童課あて、次の書類をそえて提出してください。

履歴書、戸籍抄本、受験資格のあることを証明する書類、写真。

くわしいことは、婦人児童課にお問いあわせください。

電気についての写真募集

山口県電気記念日行事実行委員会では、三月二十五日の「電気記念日」の行事の一つとして、「電気についての写真のコンクール」をおこないます。

◎ 題材は自由ですが、内容は電気に関するものとなつています

◎ 写真は白黒で、キヤビネ版しあるきは、三月一日

◎ 送り先

山口市中央三丁目三番一号

中国電力山口支店管業課内

山口県電気記念日行事実行委員会あて（郵便番号七五三）

善意銀行

一金、一万円

これは、小古祖、屋敷真治さんより、父（徳さん）死去に際して、追善供養のための香典返しの一部として

一金、二万三百七十五円

この金は、小古祖音楽同好会員松原福之、永田哲夫、山村茂の三名の方より、歳末パーティの余つた金を社会事業にご寄附

一金、三千三百五十円

これは、昭和九年八坂部落婦人部等小学校卒業生同窓会代表、山本勝さんより、同窓会の剰余金をご寄附

歳末助けあい特別寄付者ご芳名

一、物品（見舞用足袋）

三百五十四足分、これは、堀敬

岡村初さんよりご寄附

一金、四千円

これは、堀の有志二十名による歳末助けあいパーティの剰余金

一金、三千円

これは、八坂青年団代表、宮本重信さんより

一金、一千円

これは、三谷川、伊藤、南さんより

一金、五百円あて寄附

柚野地区、中野、石川公成さん

堀、新谷宋彦さんより

堀、藤本卓二さんより

島地、立石、後藤キクノさん

一金、四百円

島地下市、福田敏一さんより

一金、三百円あて寄附

旭、三枝鶴さんより

堀保育園、石川フミ子さんより

一金、五百円あて寄附

土井、竹村素治さんより

塩の口、長松繁一さんより

一金、二百二十五円

これは、柚野小学校児童会の皆さんより、それぞれ歳末助けあいに特別のご芳志をいただきました

ありがとうございました。

（徳地町社会福祉協議会長）